

令和6年度岩沼市民バス停留所風よけパネル広告掲載に関する仕様書

1. 業務名

岩沼市民バス停留所風よけパネル広告掲載

2. 広告の掲載位置等及び掲載方法

広告の掲載位置、規格、枠数及び掲載方法は、次のとおりとする。

種類	掲載位置	規格	枠数	掲載方法
バス停留所パネル広告	風除けパネル(岩沼駅東口、駅西口、市役所前)の側面(いずれも歩行者側)の上段部分のみ	縦 1030 mm×横 728 mm(B1 サイズ)	3 枠 (停留所ごとに各1枠)	ポスター貼付

3. 納入形式

掲載する広告の納入は、現物の取り付けを含むものとする。ただし、広告内容の事前審査においては、データ又は印刷原稿も可とする。

4. 掲載期間

令和6年10月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで

5. 最低販売価格

108,000 円【消費税込 118,800 円】

6. 広告主

広告代理店が募集する広告は、岩沼市内の広告主の広告を優先するものとする。

7. バス停留所の掲載位置

- ・「岩沼駅東口」停留所
- ・「駅西口」停留所
- ・「市役所前」停留所

※市民バス利用者や運行に支障をきたさないようにすること。

8. 広告の基準

次のいずれかに該当する広告は、掲載できない。

- ・公共性や品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序や善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ・政治活動や宗教活動に関するもの
- ・個人や団体の意見及び個人の宣伝に関するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に関するもの
- ・求人に関するものやこれに類するもの
- ・誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

- ・その他広告として適当でないと認めるもの

9. その他

広告の作成、掲載に係る保守及び撤去は、自己の負担で行う。

10. 申請

掲載を希望する場合は、申請書に広告原稿を添付して、生活環境課に提出すること。

11. 追加事項

バス運行体系の見直し等により、定期的に運行経路等の軽微な変更を行う場合があるが、バス運行体系の見直しによる契約金額の変更は行わないものとする。